

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富津市	西川地区	令和3年2月5日	令和3年7月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.79ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.44ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.80ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.38ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.41ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

西川地区は、市北部の平坦な農地が広がる耕地面積34ha(水田25ha、畑9ha)の地区である。農地は約50年前に団体営事業で整備し、現況が約20a区画のほ場で、農振農用地区域である。西川環境保全会が多面的機能支払交付金を活用して、草刈りや水路清掃などの農地の環境保全活動を行っている。品目は、水稻、キャベツ、施設園芸などが生産されている。元は半農半漁の地区であったが、現在は分業化し、少数の農家が多く、農家から農地を請け負い耕作している。  
このため、これまで生産環境を守ってきたこの区域を人・農地プランに位置づけ、更なる生産条件の整備を図り、貴重な地域資源である農地を次世代につなぐ取組が求められている。

具体的には、

- ①ほ場が狭く分散し、作業効率が悪いので、農地の集積・集約化と大区画化が必要である。
- ②排水設備が古く、十分に機能していないため水はけが悪いので、排水整備に取り組む必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

西川集落の水田利用は、中心経営体が担い、畑利用については中心経営体である基本構想水準到達者1経営体と認定新規就農者3経営体が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	1.96 ha	水稻	10.5 ha	西川集落
認農	B	水稻	0 ha	水稻	2 ha	西川集落
認就	C	ミニトマト	0.6 ha	ミニトマト	0.6 ha	西川集落
認就	D	イチゴ	0.21 ha	イチゴ	0.21 ha	西川集落
認農法	E	水稻	4.96 ha	水稻	14.5 ha	西川集落
認農法	F	水稻	0 ha	水稻	0.3 ha	西川集落
到達	G	野菜	0 ha	野菜	1 ha	西川集落
認就	H	トマト	0.3 ha	トマト	0.3 ha	西川集落
計	8経営体		8.03 ha		29.41 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>①農地中間管理機構の活用          将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>②農地耕作条件改善事業の活用          農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化や用排水の整備を行う。</p>
<p>③新規・特産作物の導入          水稻等の土地利用型作物以外に、収益性の高いミニトマトやイチゴなどの施設野菜の生産に取り組む。</p>
<p>④水稻経営の高度化          中心経営体は、高性能な農業機械・施設の導入により、水稻経営の発展を図り、持続可能な農業を実現する。</p>
<p>⑤担い手対策          新規就農者の就農と定着の促進により、農業の新たな担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。